

学校法人広島文化学園ガバナンス・コードに係る実施状況（令和5年度）

作成日 令和6年5月25日

学校法人広島文化学園ガバナンス・コードの各章における実施状況	
<p>第1章 私立大学の自主性・自立性(特色ある運営)の尊重</p>	<p>学校法人としての自主性・自立性を尊重した学園運営を行うため、建学の精神に基づいた経営理念、経営目標、経営戦略を策定しています。</p> <p>また、教育と研究においても大学又は短期大学としての教育理念、教育目的、教育方針を策定のうえ、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3つのポリシーを掲げ、各学部等の教育及び研究目的の達成に取り組んでいます。</p>
<p>第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)</p>	<p>学校法人が果たす社会的責任を全うするため、学園経営の強化と安定化を図るとともに、役割と職務を自律的なガバナンスによって遂行する仕組みを構築しています。</p> <p>(理事会)</p> <p>理事会は法令その他の規程を遵守し、寄附行為に従って開催し、本学園の運営について監督及び意思決定を行っています。</p> <p>(理事)</p> <p>理事は法令及び寄附行為、その他規程を遵守して選任しており、理事9名中5名は外部理事です。各理事は理事会で議決した役割分担に基づいて業務を遂行しています。</p> <p>各理事に対しては、理事会の報告事項や理事協議会などで、学園や大学・短期大学の運営状況の報告、法令改正や社会情勢の情報提供を行い、学校法人の運営に必要な研修機会の充実を図っています。</p> <p>(監事)</p> <p>監事は法令及び寄附行為、その他規程を遵守して選任しており、現任監事2名は全て非常勤監事です。</p> <p>監事は監事監査計画に基づき、学園の運営、理事の業務執行、財産の状況等について、重大な法令違反等がないか監査を行っています。</p> <p>概ね1か月に1回学内での監査業務に当たるほか、会議や行事など様々な場面を通じて学園の状況に係る情報収集を行っています。</p> <p>(評議員会)</p> <p>評議員会は、法令その他の規程を遵守し、寄附行為に従って開催し、本学園の運営について意見表明を行っています。</p> <p>(評議員)</p> <p>評議員は、法令及び寄附行為、その他規程を遵守して選任し、評議員21名中4名が理事兼務者です。</p> <p>各評議員に対しては、評議員会の報告事項などで学園や大学・短期大学の運営状況の報告、法令改正や社会情勢の情報提供を行い、学校法人の運営に必要な研修機会の充実を図っています。</p>

学校法人広島文化学園ガバナンス・コードの各章における実施状況	
<p>第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)</p>	<p>学内の権限と役割を明確化し、確立された教学ガバナンスに基づいた大学運営を行っています。</p> <p>(学長の責務)</p> <p>学長は学内規程を遵守して選任しています。</p> <p>学長は、強力なリーダーシップを発揮する一方で、各教授会の意見も尊重しながら大学運営を円滑に運営できるよう努めています。その業務の執行状況については、理事会も監督しており適正な運営体制を構築しています。</p> <p>(学長補佐体制)</p> <p>学内規程に従って、副学長、学部長等が選任され、学長を補佐する体制を構築しています。本学は複数のキャンパスを運営していることから、学長のガバナンスを徹底するためにも、この補佐体制を強化することが重要となっています。</p> <p>(教授会の役割)</p> <p>教授会は法令を遵守して開催し、学長が最終判断をするうえで必要となる意見を述べています。</p>
<p>第4章 公共性・信頼性 (ステークホルダーとの関係)</p>	<p>公共的性格を有する学校法人は社会から信頼される存在でなければなりません。本学園では次のようなことに取り組んでいます。</p> <p>(学生に対して)</p> <p>ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの3ポリシーを明確にし、学園ホームページや「学生生活の手引き」に掲載するほか、学期初めのガイダンスなどで学生に説明しています。</p> <p>学生と教職員は指導・学修履歴を共有するシステムを活用して教育の質を維持し、また、事件・事故や昨今急増する災害等の情報共有は、危機管理マニュアルに従いデジタル技術を活用して迅速に行っています。</p> <p>(職員等に対して)</p> <p>職員の知識や技能の向上に必要な研修は、SD委員会やFD委員会が策定した研修計画に基づいて実施しています。</p> <p>また、中期経営計画により目標設定や達成時期等を明確にし、職員意識の向上を図るとともに、同計画の年度改訂版の作成・実行・検証によるPDCAサイクルを確立しています。</p> <p>(社会に対して)</p> <p>本学の運営については、文部科学省が認証する評価機関による認証評価(7年に1度)において評価されています。広島文化学園大学は、令和3年度に適合と判定され、広島文化学園短期大学は、令和元年度に受審し適格と認定されました。また、本学が独自に作成した自己点検・評価報告書及び評価機関が作成した評価結果は、ホームページを活用し広く公表しています。</p> <p>地元自治体や産業界とは連携協定を締結して協働しているほか、地域</p>

学校法人広島文化学園ガバナンス・コードの各章における実施状況	
	<p>住民と行事を共同開催するなど教育研究資源の還元に努めています。</p> <p>(危機管理及び法令遵守)</p> <p>危機管理マニュアルを作成，共有することで本学園の危機管理体制の円滑な運用に努めています。感染症の拡大防止や台風・豪雨などの自然災害等において効果を発揮しています。</p> <p>法令遵守体制の強化では，事務処理のチェック体制の確立やマニュアルの作成等に継続して取り組んでいます。また，研究倫理研修や利益相反自己申告書、公的研究費不正防止に係る誓約書の提出等を毎年実施することにより、職員の意識啓発に努めています。</p>
第5章 透明性の確保 (情報公開)	<p>透明性を確保するため，学園の状況を広く社会に公表する必要があります。</p> <p>(法令上の情報公表)</p> <p>学園ホームページを活用し，法令で定められた項目について広く社会に情報公表を行っています。</p> <p>(自主的な情報公表)</p> <p>法令で定めのある項目以外にも，本学園の運営状況について広く社会に周知すべきものについて，学園ホームページを活用し広く社会に情報公表を行っています。</p> <p>(情報公表の工夫等)</p> <p>情報にアクセスする者の利便性を考慮し，情報の公表についてはデジタル媒体，紙媒体など複数の手段を提供しています。また，公表情報を集約し，分かりやすい表現を工夫するなどの取組を進めています。</p> <p>学園ホームページについては，より分かりやすく使いやすいものとなるよう継続してブラッシュアップを図っています。</p>

本件に関する理事会，評議員会及び監事の確認	
理事会による確認	(確認の方法) 令和6年5月25日開催の令和6年度第1回理事会において本学園ガバナンス・コードの令和5年度の実施状況について説明を行いました。
評議員会による確認	(確認の方法) 令和6年5月25日開催の令和6年度第1回評議員会において本学園ガバナンス・コードの令和5年度の実施状況について説明を行いました。
監事による確認	(確認の方法) 令和6年5月25日開催の令和6年度第1回理事会において本学園ガバナンス・コードの令和5年度の実施状況について説明を行いました。
その他の方法による確認	(確認の方法) 常勤の理事及び学内の主要な役職で構成する学園経営企画会議において本学園ガバナンス・コードの令和5年度の実施状況について説明を行いました。

学校法人広島文化学園ガバナンス・コードの実施状況	
ガバナンス・コードの各章の実施状況	全て実施しています。
ガバナンス・コードの各章を実施しない理由又は今後の予定等	該当がありません。